

申請者及び実務取扱者（測量士等）のみなさまへ

川崎市の管理している道水路等に係る
境界確定等業務の「手引き」

令和8年4月1日

川崎市建設緑政局道路河川管理部管理課

目次

・用語の解説	・・・・・・・・	1
・業務全体の流れ	・・・・・・・・	2
・申請書類の作成方法等	・・・・・・・・	3
・境界確定について	・・・・・・・・	5
・境界復元について	・・・・・・・・	8
・各種交付関係の手続き	・・・・・・・・	11
・問合せ先一覧	・・・・・・・・	13
・別紙1 土地境界確定等申請書		
・別紙2 土地所有者調査書		
・別紙3 申請者の行う現地調査範囲		
・別紙4 立会いの通知		
・別紙5 承諾書		
・別紙6 確認書		
・別紙7 復元位置図		
・別紙8 境界標復元報告書		
・別紙9 提出図面		
・別紙10 提出図面（既設確定座標値がある場合）		
・別紙11 委任状		
・別紙12 申出書		
・別紙13 土地境界確定等申請取下げ書		
・別紙14 土地境界確定図交付申請書		
・別紙15 測量座標値交付申請書		

【用語の解説】

1 川崎市道水路台帳平面図（以下「台帳平面図」という。）

川崎市の管理する道路の路線名・認定幅員の記載のほか、川崎市が管理する道水路等と民有地との境界が確定している境界点及びその点間距離が記載されている平面図のことをいう。

2 境界確定

道水路等とそれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、土地境界を確定すること。なお、土地境界確定等取扱規則においては、確定している土地境界を変更し再び確定すること（以下「再確定」という。）を含める。

3 境界復元

道水路等とそれに隣接する土地境界が確定している場合に、その成果等を反映した川崎市道水路台帳平面図（以下「台帳平面図」という。）に基づいて境界標を復元することをいう。

4 台帳寸法

台帳平面図に記載されている寸法をいう。

5 復元図

過去に川崎市の管理している道水路等と民有地との境界を確定した図面（台帳平面図を含む）を基に、復元位置を明示した図面のことをいう。

6 境界点間距離

台帳平面図に図示されている二点の境界標間の実測値のことをいう。

7 相続関係書類

登記名義人が死亡している場合に、相続人を特定することができる官公庁が発行している書類のことをいう。「戸籍謄本」や、「法定相続情報証明」等が挙げられる。

8 関係土地所有者

境界確定する為に承諾が必要となる土地所有者のことをいう。

9 境界標地先土地所有者

境界復元する為に確認が必要となる土地所有者のことをいう。

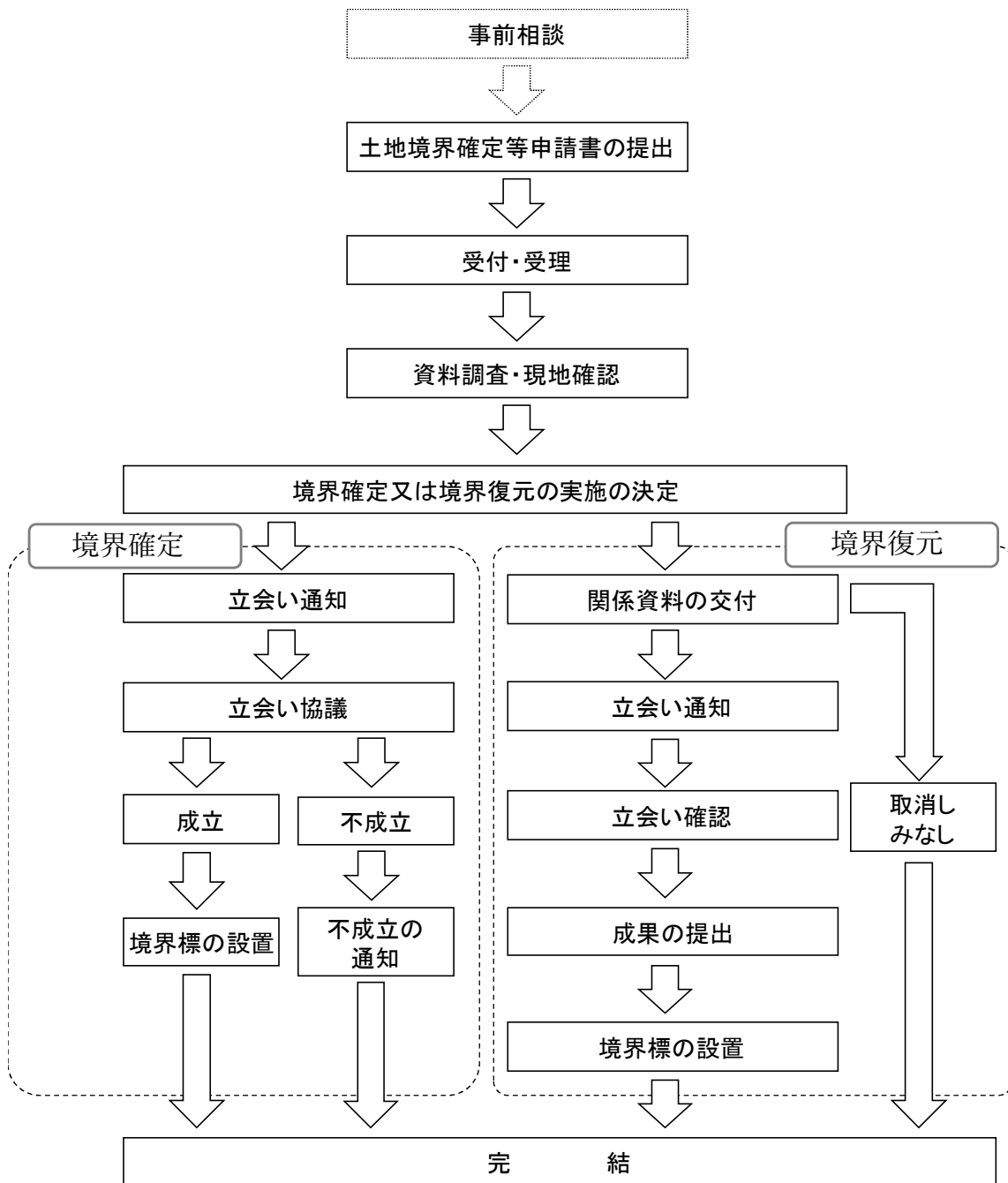
10 直幅

境界標から対側地の境界までの最短距離のことをいう。

--- 台帳平面図に基づく境界復元とは ---

- ・座標値が付与されている箇所は、座標値による境界復元を行います。
- ・座標値が付与されていない箇所は、既設境界標の整合性を確認後、次の手順により境界復元を行います。
 - （1）境界標が亡失または境界点間距離が一致しない場合は、周辺の既設境界標から3方向以上の境界点間距離が台帳寸法と一致する位置にて復元する。
 - （2）（1）による復元が行えない場合は、確定した位置を関係資料等から特定し復元する。

【業務全体の流れ】



図－1 申請書提出から完結までの流れ

境界確定：原則、管理者が行います。ただし、申し出があれば申請者が行うこともできます。
境界復元：原則、申請者が行います。ただし、復元を行う範囲等については道路公園センターの指示に従ってください。

【申請書類の作成方法等】

1 申請をすることができる者

申請者は、申請地の土地所有者です。次を参考に必要書類等を提出してください。

- (1) 法人の場合は、当該法人の代表者とします。ただし、法人が解散又は破産した場合にあっては、清算人又は管財人とします。
- (2) 共有の場合は、共有者全員とします。ただし、共有者の一人が他の共有者の委任を受けた場合は、委任を受けた者が委任状を添付し申請できるものとします。
- (3) 登記名義人が死亡している場合は、原則として相続人全員からの申請とします。ただし、相続人の一人が他の相続人の委任を受けた場合にあっては、委任を受けた者が委任状を添付し申請できるものとします。
- (4) 土地所有者に代わって事務の全部又は一部を代理する者がいる場合にあっては、その代理人が委任状を添付し申請することができます。
- (5) 公共事業の施工のため土地境界確定等が必要な場合は、その施工者が申請できるものとします。

2 実務を行うことができる者

申請者から委託を受けた測量業者等（以下「実務者」という。）が申請者本人に代わりに手続きを行うことができます。

3 申請書類の作成

土地境界確定等申請書（別紙1）と併せて次の書類を各1部添付して道路公園センターへ持参か郵送又は電子申請により提出してください。

(1) 案内図

申請地および周辺の状況（駅・バス停）が分かるようにしてください。

(2) 公図の写し

法務局公図の写しに、申請地を朱線で明示してください。

(3) 現地調査図

申請地に関する境界標の有無・種別及び境界点間距離を測定し、その結果を記載した図面（次項及び別紙9を参照）

(4) 台帳平面図の写し

台帳平面図の写しに、申請地を朱線で明示してください。台帳平面図の写しが現地調査図を兼ねている場合は添付が不要です。

※ 台帳平面図の写しは道路公園センター及び道水路台帳閲覧窓口、川崎市ホームページより「ガイドマップかわさき（各種地図・都市計画）→道水路台帳平面図」で取得することができます。

(5) 土地所有者調査書（別紙2）

登記事項証明書を基に、申請地及び隣接地、対面地の土地の所在と所有者を記載してく

ださい。また、土地を共有している場合は、持分の記載もしてください。

なお、登記事項証明書の住所と現在の居住地が異なることが事前に分かる場合は現在の居住地の住所を記載してください。

(6) その他関係資料

地積測量図等、申請箇所に係る資料がある場合は添付してください。

4 現地調査図の作成

現地調査図の記載内容は次のとおりです。詳細については、参考図面（別紙9）及び「川崎市測量業務成果作成要領」を参考に作成してください。

（川崎市ホームページ、「市政情報 → 条例・要綱・公報 → 川崎市要綱 → 川崎市要綱（建設緑政局）」で確認してください。

（<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/530/0000029891.html>）

- (1) 現地調査図の範囲は、申請地と道水路等の境界を示す境界標の1点先の境界標までとします。ただし、台帳平面図と現地が一致しない場合は2点先まで記載してください（別紙3参照）。
- (2) 申請地及びその対側地と道水路等の境界を示す境界標を図上に明示し、境界点間の実測距離を記載するとともに、既設境界標から道水路等に対する直幅の実測距離を記載してください。
- (3) 実測距離と比較するため、台帳寸法を（ ）書きで記載してください。
- (4) 境界標が亡失している場合は、亡失点分かるように「亡失」と表示してください。
- (5) 縮尺は500分の1を基本とし、実測距離は、m単位で表示桁数は小数点以下3桁とする。小数点以下第4位を切り捨ててください。
- (6) 作成した作業機関名を記載してください。
- (7) 座標リストを記載又は添付してください。座標リスト下に座標系を記載してください。

※土地境界確定等申請書（別紙1）、土地所有者調査書（別紙2）は、道路公園センター及び川崎市ホームページ「暮らし・手続き→交通・自動車・道路→道路→申請書・ダウンロード→各種申請書」より、取得することができます。

【境界確定について】

境界確定か境界復元かの扱いについては、土地境界確定等申請書の提出後、道路公園センターが現地調査図等により決定し、申請者に通知します。

境界確定は原則として道路公園センターにて行います。

ただし、申し出があれば申請者が行うこともできます。申請者にて境界確定を行う場合は次のとおり作業を行っていただきます。

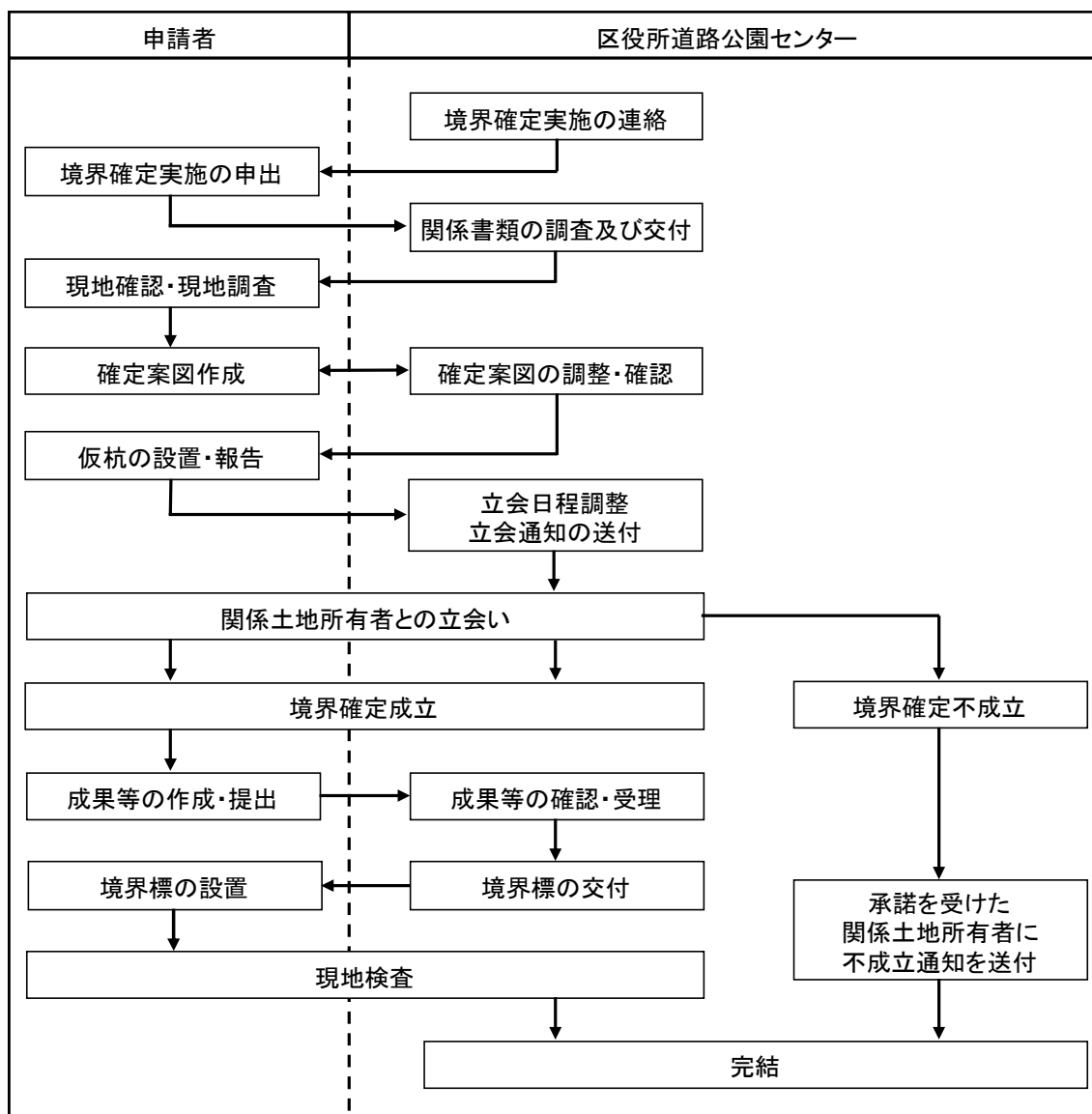


図-2 境界確定の進め方

1 確定案図作成

道路公園センターからの指示に応じて現地調査の追加等を行ってください。現地調査図作成後、道路公園センターから交付された資料等を基に確定案図を作成してください。

2 仮杭の設置・報告

道路公園センターにて確定案図を確認後、立会日程調整までに境界標の位置を示した仮杭又は仮点を現地に設置してください。

3 立会の通知

仮杭又は仮点を設置した後、立会日程を道路公園センターと調整してください。道路公園センターが関係土地所有者に立会日の10日前までに立会日を通知します。

4 立会

道路公園センターが現地において関係土地所有者との立会協議を行います。この時、関係土地所有者との立会協議が終わるまで実務者の同行をお願いします。

なお、現地での立会いに代えて書面で協議する場合がありますので、その際は、道路公園センターの指示により書面の作成をしてください。

5 境界確定成立

協議が成立したときは、関係土地所有者から承諾書(別紙5)に記名押印を受けます。記名押印を受けた承諾書は、原則として道路公園センターにて保管します。

※印鑑は朱肉使用のものとする。

6 成果等の作成・提出

境界確定の協議成立後、次のとおり成果等を「川崎市測量業務成果作成要領」に基づき作成し提出してください。なお、境界標関係土地所有者より承諾が得られない場合は、道路公園センターより指示を受け作成してください。

- (1) 確定図(座標リスト)
- (2) 多角点・境界点網図(確定図に記載のある場合は省略可)
- (3) 幅員図(確定図に記載のある場合は省略可)
- (4) 修正箇所図
- (5) 確定図数値データ(SIMA)
- (6) 承諾書(別紙5)
- (7) 境界確定図交付用図面(cm) ※担当者の指示により作成してください。

また、提出図面の右下の余白に次のとおり表題欄を記載ください。

(表題例)

種 別	自 費
所 在 地	〇〇区〇〇×丁目××先
作業機関名	〇〇測量
座 標 系	〇〇座標系
作成年月日	年 月 日

※申請箇所を記載

7 境界標の交付及び設置等現場作業

市職員が測量成果を確認し受理した後、設置する境界標を交付します。交付時に市職員と現地検査の日時を必ず調整してください。なお、境界標を設置する際は道水路側から行うことを原則としています。道水路側から設置が行えない場合、立会い時に境界標地先土地所有者の了承を得ていても、再度了承を得てから境界標を設置してください。設置に当たっては「川崎市境界標設置ガイドライン」に従い設置してください。

設置の詳細については、「川崎市境界標設置ガイドライン」(川崎市ホームページ「くらし・総合→くらし・手続き → 交通・自転車・道路 → 道路 →川崎市の道路維持・管理→ 道路の管理→ 土地境界確定等について」)で確認してください。

また、市担当者が道水路の管理上必要で、当該確定作業で実施することが適当であると判断した作業(不明杭頭のはつり、不明金属標・鋏の撤去、図上点への埋標等)については、境界標の設置に併せての実施を指示する場合があります。

8 現地検査

境界標設置後、設置した境界標の杭種、方向等の施工状況及び境界点間距離を市職員が確認しますので、検査の立会い等現地検査に御協力ください。

9 協議の不成立

立会いを行い、関係土地所有者より承諾が得られない場合に提出する成果については、道路公園センターより指示を受け作成してください。

10 申請の取下

申請を取下げの場合は、土地境界確定等申請取下げ書(別紙13)により行います。なお、立会い等を行った後に取下げる際は、資料の提出を求める場合がありますので事前に道路公園センターに相談してください。

【境界復元について】

境界確定か境界復元かの扱いについては、土地境界確定等申請書の提出後、道路公園センターが現地調査図等により決定し、申請者に通知します。

境界復元は原則として申請者が行います。ただし、復元を行う範囲等については道路公園センターの指示に従ってください。

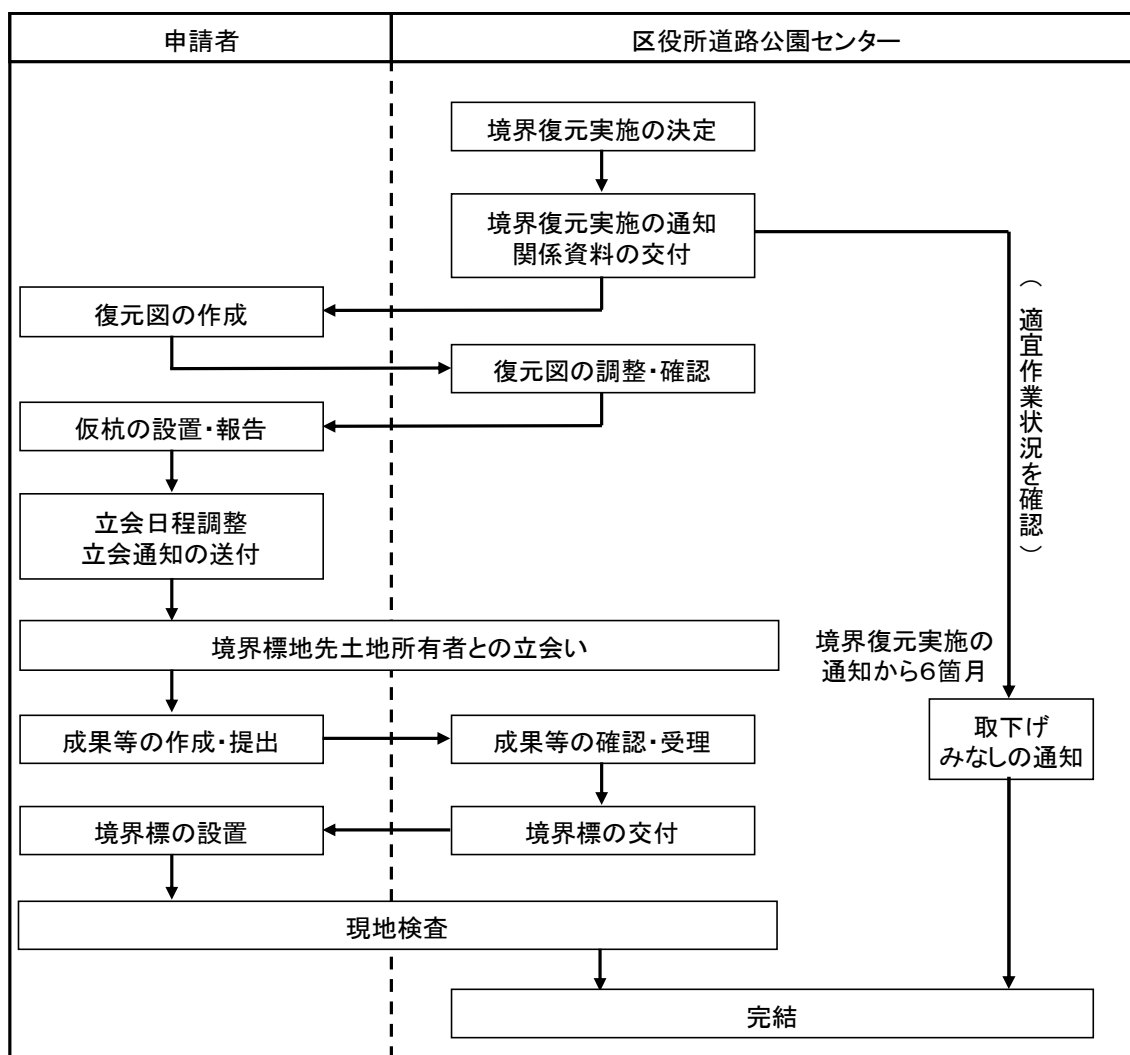


図-3 境界復元の進め方

1 復元図の作成

道路公園センターより交付された関係資料を踏まえて、次のとおり復元図（別紙10）を作成してください。

- (1) 座標値が付与されている箇所については、既設の座標値を基に作成
- (2) 座標値が付与されていない箇所については、台帳平面図の台帳寸法に基づき作成

2 仮杭の設置・報告

道路公園センターにて復元図を確認後、立会い日程調整までに復元する境界標の位置を示した仮杭又は仮点を現地に明示してください。

3 立会い日程調整

現地における立会い日程の調整を道路公園センターと行います。境界標地先土地所有者への立会い通知は、立会い日の10日前までに書面が届くようにしてください。

4 立会い

道路公園センターと境界標復元位置及び杭種の確認を行います。

申請地以外の土地に接して境界標を設置する場合は、境界標地先土地所有者に対し、復元位置図（別紙7）を基に、現地又は書面により説明し確認してください。

5 境界復元の確認

境界標復元位置について確認を得られた際は、境界標地先土地所有者から確認書（別紙6）に、記名押印を受けてください。記名押印を受けた確認書は、成果等の提出時に道路公園センターへ提出してください。

※印鑑は朱肉使用のものとする。

6 成果等の作成・提出

境界復元の立会実施後、次のとおり成果等を作成し提出してください。なお、境界標地先土地所有者より確認が得られない場合は、道路公園センターより指示を受け作成してください。

- (1) 境界復元報告書（別紙8）
- (2) 復元位置図（道水路台帳平面図に復元する箇所の位置を示したもの。）（別紙7）
- (3) 確認書（別紙6）
- (4) 境界標復元位置図（別紙9及び10）
- (5) 多角点・境界点網図（境界標復元位置図に記載のある場合は省略可）
- (6) 座標リスト（境界標復元位置図に記載のある場合は省略可）

7 境界標の交付及び設置

市職員が成果を確認し受理した後、設置する境界標を交付します。交付時に市職員と現地検査の日時を必ず調整してください。なお、境界標を設置する際は道水路側から行うことを原則としています。道水路側から設置が行えない場合、立会い時に境界標地先土地所有者の了承を得ていても、再度了承を得てから境界標を設置してください。設置に当たっては「川崎市境界標設置ガイドライン」に従い設置してください。

設置の詳細については、「川崎市境界標設置ガイドライン」（川崎市ホームページ「暮らし・総合→暮らし・手続き → 交通・自転車・道路 → 道路 →川崎市の道路維持・管理→ 道路の管理→ 土地境界確定等について」）で確認してください。

8 現地検査

境界標設置後、復元した境界標の杭種、方向等の施工状況及び境界点間距離を市職員が確認しますので、検査時の立会い等、現地検測に御協力ください。許容値は、台帳寸法との差が±20 mm以内です。なお、座標値が付与されている場合は、台帳寸法との差が±20 mm以内かつ座標展開距離との差が、廻間距離・斜距離では上限 15mm、下限 10mm、幅杭間距離では上限 10mm、下限 5mm です。

9 申請の取下

申請を取下げの場合は、土地境界確定等申請取下げ書（別紙 13）により行います。

なお、立会い等を行った後に取下げを行う際は、取下げ書に追加して資料を提出する場合がありますので道路公園センターより指示を受けてください。

10 境界復元未実施の取扱い

境界復元の決定通知から 6 箇月を経過しても申請者において境界標の設置が行われない場合は、申請を取下げたものとみなす場合があります。この場合、道路公園センターから申請者へ通知をします。

【各種交付関係の手続き】

1 土地境界確定図

土地境界確定図は、台帳平面図と現地が合致していることを証明するものです。

(1) 交付申請

道路公園センターへ持参、郵送又は電子申請により申請することができます。土地境界確定図交付申請書（別紙 14）と併せて次の書類を添付してください。

ただし、土地境界確定等申請を同時に行う場合は、添付資料は省略できます。

ア 案内図

申請地および周辺の状況（駅・バス停）が分かるようにしてください。

イ 現地調査図

申請地に関係する境界標の有無・種別及び境界点間距離を測定し、その実測値（mm 単位）が台帳平面図記載寸法と比較できる図面になります。調査範囲は別紙 3 を参照してください。

ウ 台帳平面図の写し

台帳平面図の写しに、申請地を朱線で明示してください。台帳平面図の写しが現地調査図を兼ねている場合は添付が不要です。

台帳平面図の写しは道路公園センター及び道水路台帳閲覧窓口、川崎市ホームページ、「ガイドマップかわさき（各種地図・都市計画）→道水路台帳平面図」で取得することができます。

※境界標の目視が困難な箇所については、その説明資料（写真、点の記等）を添付してください。

(2) 交付の要件

交付の要件は次のとおりです。

ア 現地調査図の範囲において、実測距離と台帳寸法との差が±20 mm以内であること。

イ 台帳平面図に記載された境界標の杭種（コンクリート杭、プレート、鋳）は下表に該当すること。

なお、④の場合は、境界確定後に境界標の亡失による入替が生じている可能性があるため、原則、境界復元を行うこと。

また、平成 3 年度以前に区画整理事業及び大規模開発に伴い、台帳平面図を調製した区域においては、図上の表記が市境界標（市プレート・市鋳）で、現地に民境界標（民プレート・民鋳）が埋設されている場合、杭種の相違に関わらず、交付できるものとする。

	台帳平面図の表記	現地の埋設状況	土地境界確定図交付
①	市境界標	市境界標	杭種の相違に関わらず 交付可
②	民境界標	民境界標	杭種の相違に関わらず 交付可
③	民境界標	市境界標	杭種の相違に関わらず 交付可
④	市境界標	民境界標	杭種の相違に関わらず 交付不可

2 測量座標値

台帳平面図に記される道水路等の境界線を示す境界標の配置及び基準点の網図並びに座標値を交付するものです。

道路公園センターへ持参、郵送又は電子メールにより、申請することができます。測量座標値交付申請書（別紙 15）と併せて台帳平面図の写しに申請地を朱線で明示して、提出してください。

台帳平面図の写しは、道路公園センター及び道水路台帳閲覧窓口、川崎市ホームページより「ガイドマップかわさき（各種地図・都市計画）→道水路台帳平面図」で取得することができます。

※土地境界確定図交付申請書（別紙 14）、測量座標値交付申請書（別紙 15）は、道路公園センター及び川崎市ホームページ「くらし・総合→くらし・手続き→交通・自動車・道路→道路→申請書・ダウンロード→各種申請書」より、取得することができます。

【問合せ先一覧】

	問合せ先
川崎区	〒210-0834 川崎区大島1丁目25番10号 川崎区役所道路公園センター財産管理担当 電話:044-244-3206 FAX:044-246-4909 Eメール: 61doukan@city.kawasaki.jp
幸区	〒212-0053 幸区下平間357番地3 幸区役所道路公園センター財産管理担当 電話:044-544-5500 FAX:044-556-1650 Eメール: 63doukan@city.kawasaki.jp
中原区	〒211-0041 中原区下小田中2丁目9番1号 中原区役所道路公園センター財産管理担当 電話:044-788-2311 FAX:044-788-1106 Eメール: 65doukan@city.kawasaki.jp
高津区	〒213-0001 高津区溝口5丁目15番7号 高津区役所道路公園センター財産管理担当 電話:044-833-1221 FAX:044-833-2498 Eメール: 67doukan@city.kawasaki.jp
宮前区	〒216-0003 宮前区有馬2丁目6番4号 宮前区役所道路公園センター財産管理担当 電話:044-877-1661 FAX:044-877-9429 Eメール: 69doukan@city.kawasaki.jp
多摩区	〒214-0008 多摩区菅北浦4丁目11番20号 多摩区役所道路公園センター財産管理担当 電話:044-946-0044 FAX:044-946-0105 Eメール: 71doukan@city.kawasaki.jp
麻生区	〒215-0026 麻生区古沢120番地 麻生区役所道路公園センター財産管理担当 電話:044-954-0505 FAX:044-954-6283 Eメール: 73doukan@city.kawasaki.jp
建設緑政局 道路河川管理部 管理課	〒210-8577 川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2817 FAX:044-200-3979 Eメール: 53kanri@city.kawasaki.jp

- ・ 各種関係書類等

窓口となる道路公園センターに、土地境界確定等申請書および関係書類の提出をしていただきます。

申請書等のフォーマットについては、川崎市ホームページ「くらし・総合→くらし・手続き → 交通・自転車・道路 → 道路 → 申請書・ダウンロード → 各種申請書」からダウンロードすることができます。<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000039181.html>

電子申請は、川崎市ホームページ「くらし・総合→くらし・手続き → 交通・自転車・道路 → 道路→川崎市の道路維持管理→ 道路の管理→ 土地境界確定等について」から、申請先一覧表の「電子申請」のリンクから申請してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-6-3-3-0-0-0-0.html>

第 1 号様式

土地境界確定等申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先
(電話) _____

次のとおり申請します。

1 土地の所在	川崎市 _____ 区 _____		
2 公有地区分	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 堤とう敷 <input type="checkbox"/> その他		
3 申請理由			
4 測量業者等	氏名又は名称		
	担当者氏名		
	連絡先(電話)		
	メールアドレス		
(添付書)	1 案内図(駅、バス停、建物等の目標物を入れてください。) 2 公図の写し(法務局公図の写し。申請位置に朱線を入れてください。) 3 現地調査図(申請地に関する境界標の有無及び種別を確認し、並びに境界標間距離を測定し、記載した図面) 4 道水路台帳平面図の写し(申請位置に朱線を入れてください。) 5 申請箇所の土地所有者以外からの申請については、その委任状 6 土地所有者調査書 7 その他関係資料		

※1 申請者が法人の場合は、「住所」の欄に事業所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「連絡先」の欄に担当者の所属及び氏名を併せて記入してください。

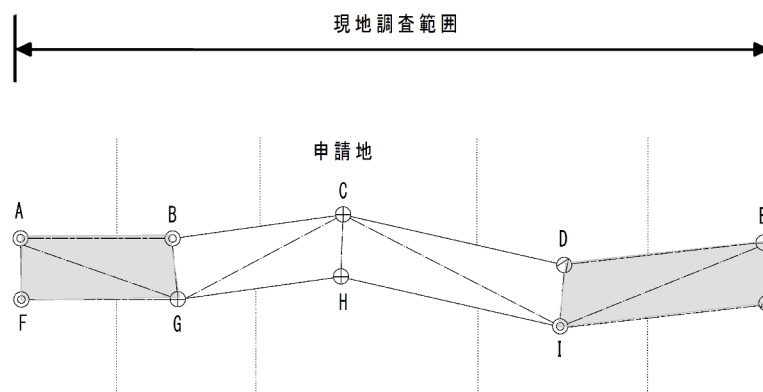
※2 境界復元は、市長が交付する資料に基づいて、申請者が実施してください。なお、市長が境界復元の実施の決定を通知した日から6箇月を経過しても境界標の設置がされない場合において、申請者がその理由を示さないときは、申請を取下げたものとみなす場合があります。

申請者が行う現地調査範囲

1 申請者が行う現地調査範囲

(1) 現地調査の範囲

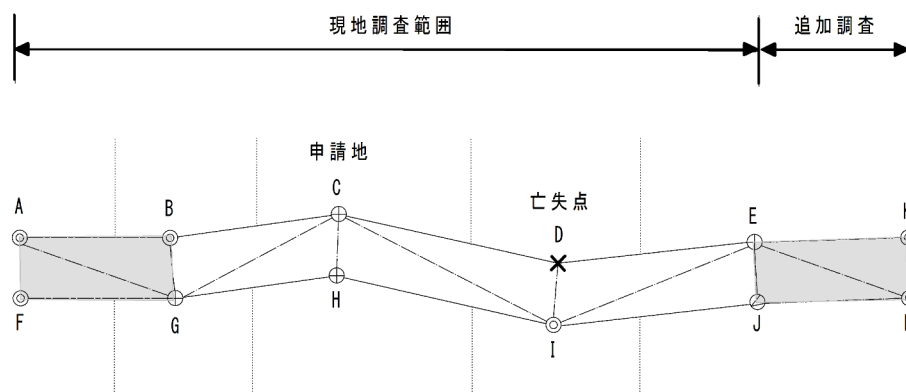
境界標 C、H が亡失している場合、又は境界標 B から I の範囲で許容値（台帳寸法に対して実測距離が±20mm 以内）を超える境界点間距離があった場合は、境界標 A から J までの範囲を調査する。



原則の現地調査範囲

(2) 現地調査の範囲追加

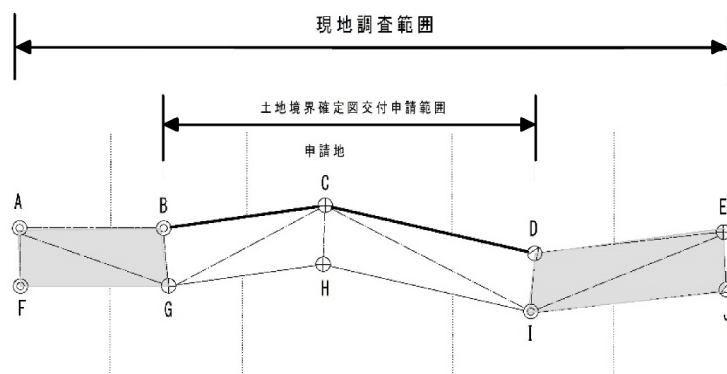
境界標 C があり D が亡失している場合は、境界点間 DE の 1 点先を追加調査する。



追加調査を行う場合の範囲

(3) 土地境界確定図交付申請書に添付する現地調査の範囲

申請範囲が境界標 B, C, D の境界点間距離の場合は、一点先 (A, E) まで調査する。



土地境界確定図交付申請書添付の現地調査範囲

年 月 日

川崎市の管理する道路との土地境界立会いのお願い

様

実務取扱者

郵便番号///-////

川崎市●●区●●●丁目●●-●●

●●●●事務所

〇〇〇〇士 〇〇 〇〇

(時候)、皆様方におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、対象土地所有者様の御依頼を受け、土地境界を測量することとなりました。

つきましては、隣接する道路との境界を示す境界標の復元のため、あなたの所有地と道路との境界について確認させていただきたく、御多忙のところ誠に恐縮ですが、次の日程に立会いをお願いいたします。

また、当日の境界立会いを円滑に進めるため、川崎市道水路台帳平面図を参考に、現地に予め目印をつけさせて頂く場合があります。御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

- 1 対象土地の所在地番（所有者） 川崎市●●区●●〇丁目 〇〇番〇（□□ □□様）
- 2 立会いをお願いする土地の所在地番 川崎市●●区●●〇丁目 〇〇番〇
- 3 日 時 〇年〇月〇日（ ） 〇時〇分から
- 4 集合場所 現地（別紙案内図参照）

なお、御都合が悪い場合には、下記連絡先担当者まで連絡をお願いします。

※1 この「通知状」と「印鑑（認印）」（スタンプ印不可）を御持参ください。

※2 当日、代理人の方が立会いをされる場合は、土地所有者の方が記入した「委任状」及び代理人の「印鑑（認印）」と、この「通知状」を御持参ください。

連絡先：(社名、事務所名) 担当者 〇〇

電話 (///) ///-////

FAX (///) ///-////

携帯 ///-////-////

川崎市〇〇区役所道路公園センター

財産管理担当 〇〇

電話 (///) ///-////

FAX (///) ///-////

第2号様式

承 諾 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

私が所有する次の土地と 道路・河川・水路・堤とう敷・その他 との境界は、協議し
たとおり承諾します。

立 会 日	土 地 の 所 在		所 有 者		
	町 名	地 番	住 所	氏 名	印
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

※ 所有者ごとに、記名押印してください。

承 諾 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

私が所有する次の土地と 道路・河川・水路・堤とう敷・その他 との境界は、協議したとおり承諾します。

立 会 日	土 地 の 所 在		所 有 者		
	町 名	地 番	住 所	氏 名	印
△△年 ○月○日	・ 委任状を持参していた場合			川崎 太郎 代理人 川崎 花子	(印)
年 月 日	・ 土地所有者が死亡していた場合			被相続人 川崎 一郎	
年 月 日				相続人 川崎 次郎	(印)
年 月 日	・ マンション管理組合の場合			〇〇マンション管理組合	
年 月 日				代表理事 川崎 太郎	管理 組合印
年 月 日	・ 複数の筆を所有している場合				
△△年 ○月○日		〇〇〇	} ▲▲区●●町■番		
年 月 日		〇〇〇		川崎 太郎	(印)
年 月 日		〇〇〇			
年					

立会い協議の取扱い

	共有の場合	原則として、共有者全員
	区分所有建物の場合	規約等で管理権を委任している場合は管理組合の代表者
※	宗教法人	宗教法人の代表役員
	外国籍の土地所有者	原則、印鑑による押印を受けてください、印鑑を所持せずサインで対応する場合、公的証明書（住民票、在留カード、特別永住者証、パスポート等）で本人確認してください。
	解散又は破産法人	清算人又は管財人
	未成年者	法定代理人（親権者又は未成年後見人）とします。
	土地所有者が死亡	原則として、相続人全員（相続関係書類の提出を求める。）とします。しかし、相続人代表から申出書の提出があれば、その代表者から押印を受けてください。

第 3 号様式

確 認 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

私が所有する次の土地と 道路・河川・水路・堤とう敷・その他 との境界を示す境界標を復元する位置は、道水路台帳平面図に基づいたものであることを確認しました。

立 会 日	土 地 の 所 在		所 有 者		
	町 名	地 番	住 所	氏 名	印
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

※ 1 所有者ごとに、記名押印してください。

※ 2 道水路台帳平面図（縮尺 500 分の 1）に復元しようとする境界標の位置を示したものにより確認してください。

確 認 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

私が所有する次の土地と 道路・河川・水路・堤とう敷・その他 との境界を示す境界標を復元する位置は、道水路台帳平面図に基づいたものであることを確認しました。

立 会 日	土 地 の 所 在		所 有 者			
	町 名	地 番	住 所	氏 名	印	
△△年 ○月 ○○日	・ 委任状を持参していた場合			川崎 太郎 代理人 川崎 花子	(印)	
年 月 日	・ 土地所有者が死亡していた場合			被相続人 川崎 一郎		
年 月 日				相続人 川崎 次郎	(印)	
年 月 日	・ マンション管理組合の場合		○○マンション管理組合			
年 月 日				代表理事 川崎 太郎	管理 組合印	
年 月 日	・ 複数の筆を所有している場合					
△△年 ○月 ○○日		○○○	}			
年 月 日		○○○		▲▲区●●町■番	川崎 太郎	(印)
年 月 日		○○○				
年 月 日						

立 会 い 協 議 の 取 扱 い

共有の場合	持分2分の1を超える共有者
区分所有建物の場合	規約等で管理権を委任している場合は管理組合の代表者
宗教法人	宗教法人の代表役員
外国籍の土地所有者	原則、印鑑による押印を受けてください、印鑑を所持せずサインで対応する場合、公的証明書（住民票、在留カード、特別永住者証、パスポート等）で本人確認してください。
解散又は破産法人	清算人又は管財人
未成年者	法定代理人（親権者又は未成年後見人）とします。
土地所有者が死亡	【市有地側に埋標する場合】 立会いハガキ等を持参した者に、立会い時に相続人であることを確認し、記名・押印を受けてください。 【民有地側に埋標する場合】 相続持分の2分の1を超える確認を必要とする。ただし、相続人代表から申出書の提出があれば、その代表者とする。

復元位置図 (復元箇所 区 番 先)



縮尺 1/500	現地立会者 ○○○○測量株式会社 ○○ ○○
----------	------------------------

年 月 日

境界標復元報告書

(宛先) 川崎市長

住所 _____

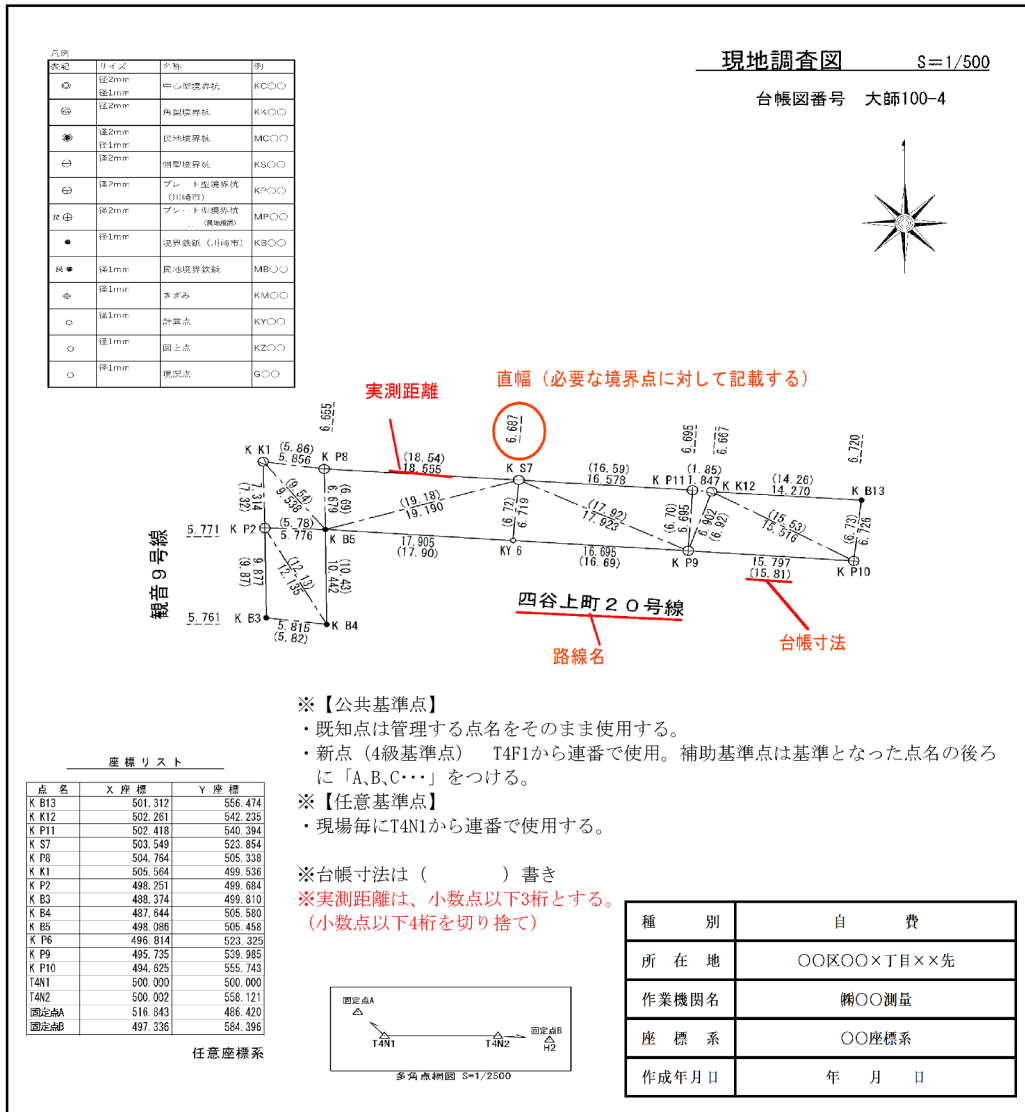
氏名 _____

土地境界確定等取扱規則第13条の規定により、境界復元について次のとおり報告します。

復元箇所	川崎市	区	番	先
境界標の復元内容	埋標予定日	年 月 日		
	箇所数	() 箇所		
	標示変更	<input type="checkbox"/> 有 () 箇所 ・ <input type="checkbox"/> 無		
実務取扱者	氏名又は名称		担当者氏名	
	電 話			
	メールアドレス			
添付図書	1 確認書 2 復元位置図 (道水路台帳平面図に復元する箇所の位置を示したもの。) 3 境界標復元位置図 4 多角点・境界点網図 (境界標復元位置図に記載のある場合は省略できる。) 5 座標リスト (境界標復元位置図に記載のある場合は省略できる。) 6 その他			
備 考				
職員記入欄	完了検査日	年	月	日 確認者

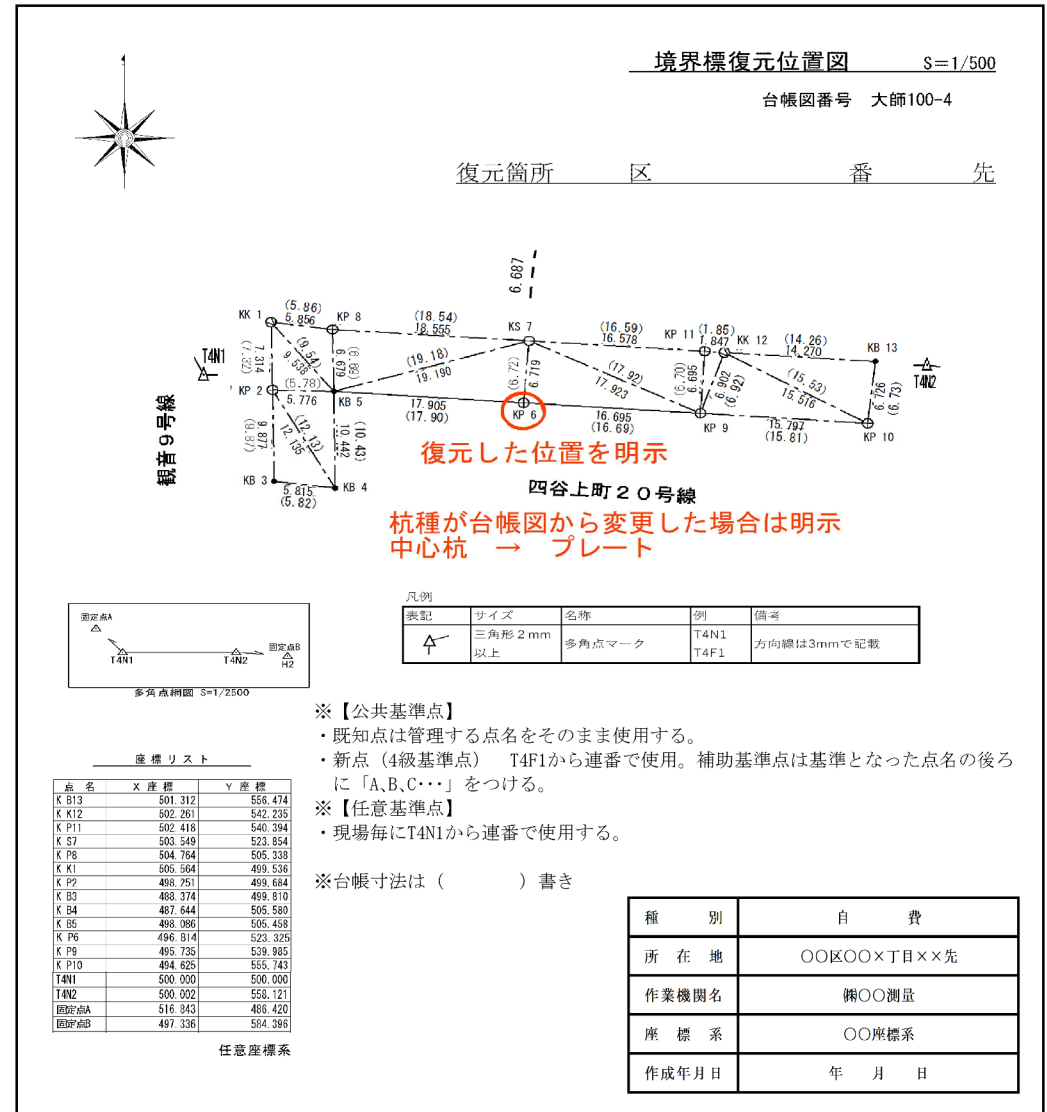
申請者が市に提出する図面について

1 現地調査図



川崎市測量成果作成要領の現地調査図を基に作成する。ただし、必要に応じ多角点網図及び座標値を記載する。右下に「所在地」、「作業機関名」、「座標系」、「作成年月日」を記載する。上記と同程度の情報を有する図面であれば、これに替えることができる。

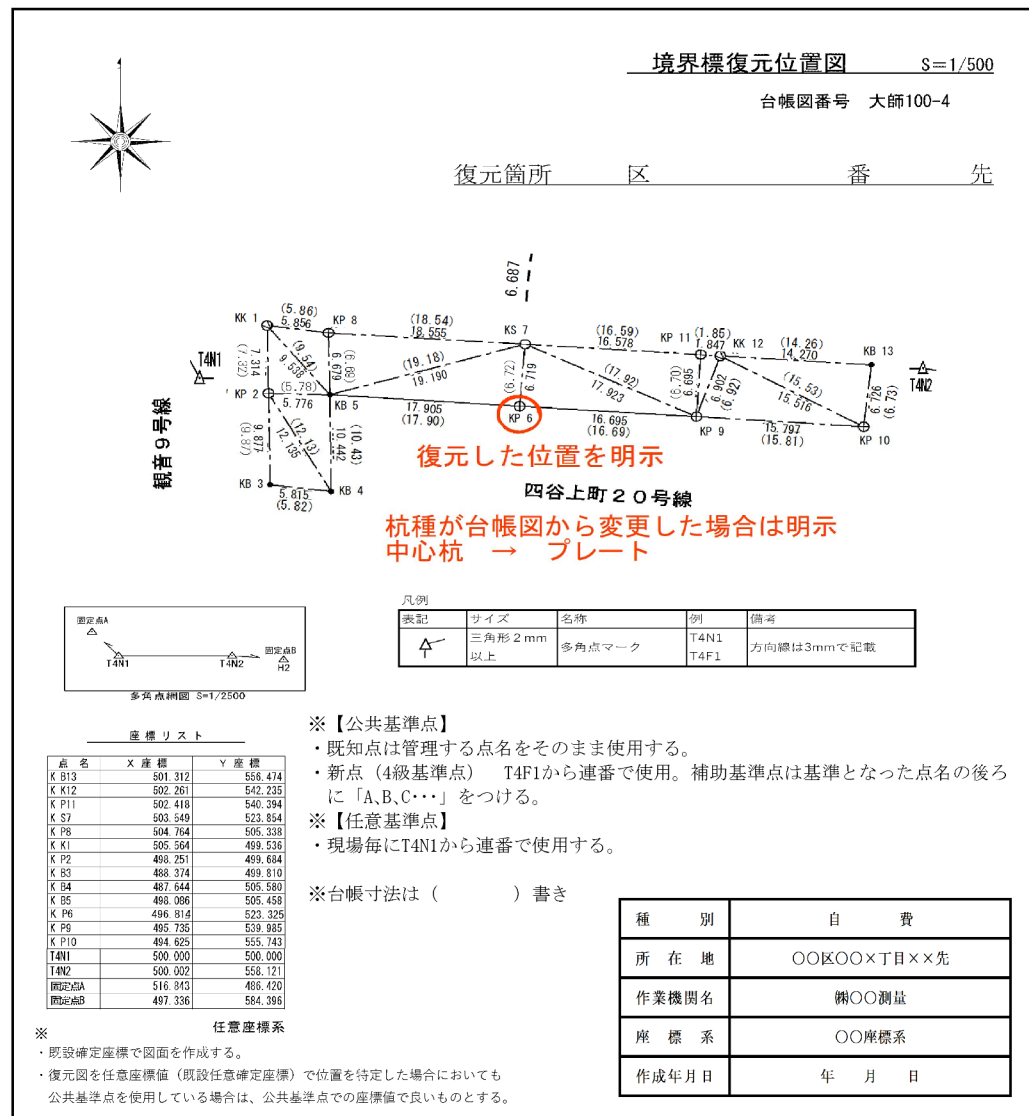
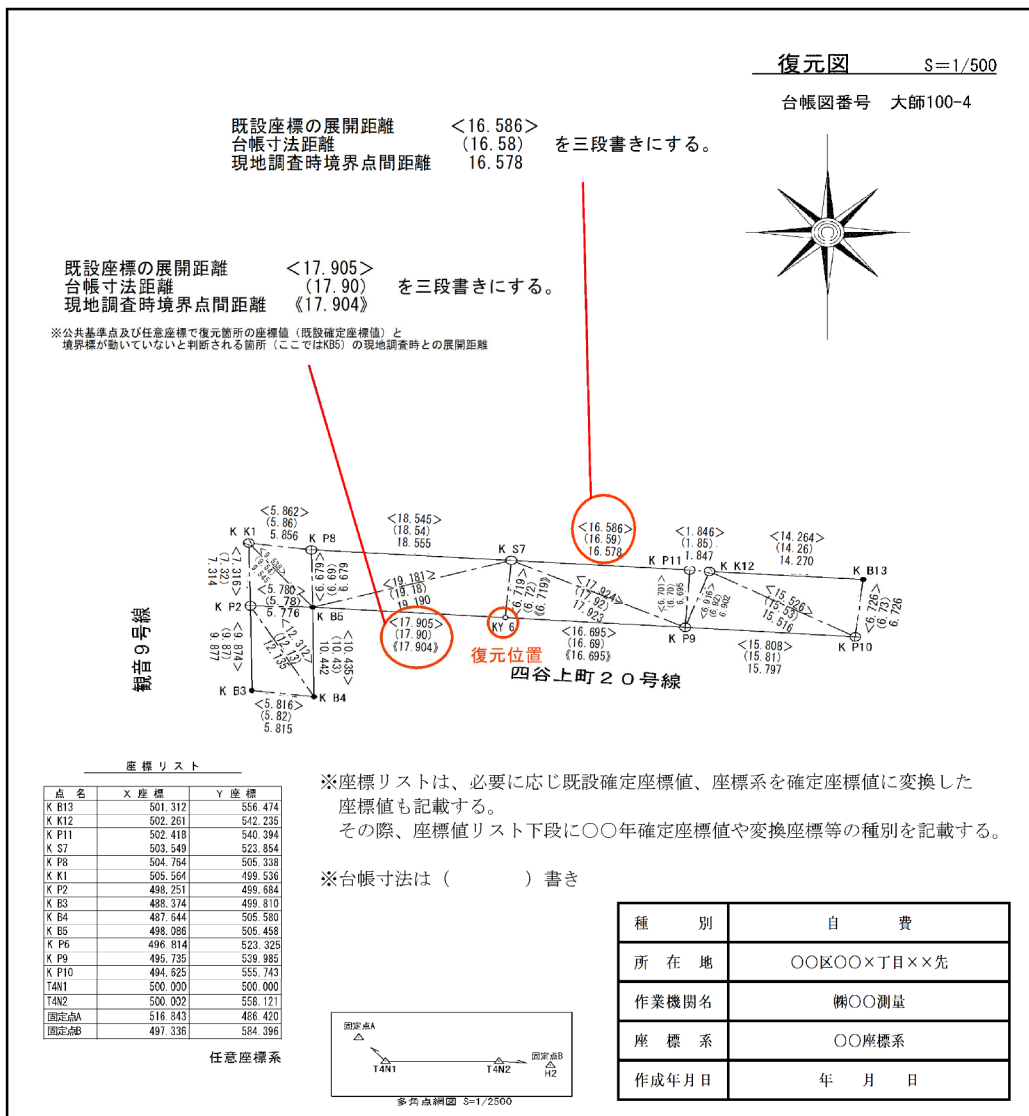
2 境界標復元位置図



川崎市測量成果作成要領の復元図、多角点・境界点網図を基に作成し記載すること。右下に「所在地」、「作業機関名」、「座標系」、「作成年月日」を記載する。※多角点網図等は図面が煩雑になる場合、別紙での提出とする。又、別図面で記載済みの場合は省略できる。上記と同程度の情報を有する図面であれば、これに替えることができる。

申請者が市に提出する図面について (既設確定座標値がある場合)

- 1 現地測量図 (別紙 申請者が市に提出する図面についてと同一)
- 2 復元図
- 3 境界標復元位置図



記載する内容

川崎市測量成果作成要領の復元図、多角点・境界点網図を基に作成し記載すること。
右下に「所在地」、「作業機関名」、「座標系」、「作成年月日」を記載する。
※多角点網図等は図面が煩雑になる場合、別紙での提出とする。又、別図面で記載済みの場合は省略できる。
上記と同程度の情報を有する図面であれば、これに替えることができる。

記載する内容

川崎市測量成果作成要領の復元図、多角点・境界点網図を基に作成し記載すること。
右下に「所在地」、「作業機関名」、「座標系」、「作成年月日」を記載する。
※多角点網図等は図面が煩雑になる場合、別紙での提出とする。又、別図面で記載済みの場合は省略できる。
上記と同程度の情報を有する図面であれば、これに替えることができる。

委 任 状

(受 任 者)

住 所 _____

氏 名 _____

私は上記の者を代理人と定め、下記土地の境界確認に関する一切の権限を委任します。

確認する土地

川崎市 _____ 区 _____

年 月 日

(委 任 者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

川 崎 市 長 様

申 出 書

被相続人である 所有名義の次の土地については、私が相続人の代表として、川崎市の管理する道路との境界の確定のため協議を行います。

確定した境界について、他の相続人から異議がある場合は、私が責任をもって対応します。

添付書類：相続関係書類

土地の所在地番

川崎市 区 番

年 月 日

相続人代表

住 所 _____

氏 名 _____ 印

年 月 日

(宛先)
川 崎 市 長

土地境界確定等申請取下げ書

川崎市 区 番 先の道路の境界確定につきまして申請
しましたが、次の理由により取下げします。

1 取下げ理由

2 申請年月日

年 月 日

申出者住所 _____

氏名 _____

第4号様式

土地境界確定図交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先
(電話) _____

次の土地と川崎市が管理する 道路・河川・水路・堤とう敷・その他 の境界に係る土地境界確定図の交付を申請します。

土地の所在 川 崎 市 _____ 区 _____

別添図示のとおり

(添付図書)

- 1 案内図
- 2 現地調査図 (申請地に関する境界標の有無及び種別を確認し、並びに境界標間距離を測定し、記載した図面)
- 3 道水路台帳平面図の写し (申請位置に朱線を入れてください。)

延長	領収印
m	
手数料	
円	

※ 申請者が法人の場合は、「住所」の欄に事業所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに「連絡先」の欄に担当者の所属及び氏名を併せて記入してください。

担当	係長	課長

測量座標値交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 郵便番号 _____

住所 _____

氏名 _____

担当者名 _____ 電話 _____

次の土地と道水路等の境界に係る測量座標値の交付を申請します。

申請箇所 川崎市 区 番 地先

※ 申請の際に座標値の必要箇所を川崎市道水路台帳平面図に朱線で明記願います。

使用目的 _____

数値化箇所区域図No.

交付(回答)日

(備考)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市